

2024 年 7 月 23 日

イラン石油制裁の行方

一般財団法人日本エネルギー経済研究所
資源・燃料・エネルギー安全保障ユニット
研究主幹 石油グループマネージャー
森川 哲男

7 月 5 日のイラン大統領選挙で、改革派のペゼキリアン氏が勝利した。同氏は西側制裁の解除に向けて交渉を進めることを公約にしており、特に米国との交渉の行方が注目されている。7 月 12 日の [IEEJ エネルギーウェビナー](#) で弊所・中東研究センターの坂梨が指摘した通り、交渉が成立すれば限定的な制裁解除もあり得るが、決裂した場合にはイラン核危機再燃の可能性もある。交渉相手となる米国では、6 月 28 日の大統領選討論会で制裁を欠き、失言を繰り返していたバイデン氏が 7 月 21 日に大統領選挙撤退を表明し、ハリス副大統領を大統領候補として支持することを明らかにした。一方、7 月 13 日に銃撃されたトランプ氏に対する支持率が上昇しており、18 日には共和党大会で大統領候補指名を受諾した。

イランに対しては西側諸国が多くの制裁を実施していることはよく知られている。イラン産石油に対しても、トランプ前政権が 2018 年に史上最強のイラン制裁（大統領令 13846）を科し、イラン産石油輸出の二次制裁を行っている。今年にも、4 月にイランがドローンやミサイルをイスラエルに発射したことを受け、EU や米英が制裁を強化している。G7 諸国もイランがさらなる不安定化をもたらす行動を取れば制裁を科す用意があるとする共同声明を採択した。

それらに加えて、4 月 23 日には米上院が国家安全保障に関する緊急追加予算法案を可決した。本法はウクライナ・イスラエル支援法として大きな注目を浴びたが、本法に含まれるイラン産石油に対する制裁はほとんど報道されていない。本法 D 条（Ship Act）では、イラン原油・石油製品の精製・輸送を行う外国の港湾、船舶、製油所が新たに制裁対象に加わり、S 条（Iran-China Energy Sanctions Act of 2023）ではイラン産石油を大量に輸入している中国企業等への制裁実施可否を毎年判断するとされている。全体として、マレーシア等を経由してイラン産石油が大量に中国に輸出されている現状に鑑みて、第三国経由でのイラン産石油の中国への輸出に焦点を当て、2018 年の制裁を強化したものと言える。一方で、D 条には適用除外があり、S 条も即制裁を実行する内容ではないことから、短期

的に本制裁がイラン産石油輸出に直接影響するものではないと受け止められており、原油価格への影響もなかった。しかし、本法の運用次第ではイラン産石油輸出量、ひいてはイランの石油生産量が減少し、価格を上昇させる可能性もある。

オバマ大統領時代の JCPOA（イラン核合意）を引き継ぐバイデン政権は、イラン産石油輸出の制裁逃れを事実上黙認してきた。その結果、バイデン政権発足後にイランの原油生産量・輸出量は増加し、現時点での生産量は 325 万バレル/日、輸出量は約 150 万バレル/日となっている。イランからの輸出量の 8 割がマレーシア等を経由して中国に流れているとされている。ハリス副大統領あるいは他の民主党候補が大統領選挙で勝利すれば、本法の運用は厳格ではないかも知れない。しかし、トランプ氏が勝利すれば本法を厳格に運用する可能性が高まる。

7 月 11 日に発表された石油市場月報で、国際エネルギー機関は石油需給バランスが 2024 年通年では 10 万バレル/日の供給不足から、2025 年通年では 80 万バレル/日の供給過剰になると予測している。トランプ氏が大統領に帰り咲き、Ship Act 及び Iran-China Energy Sanctions Act of 2023 を厳格に運用すれば、2025 年の原油需給が供給不足に一変するのみならず、米中対立が更に悪化する可能性をはらんでいる。

お問い合わせ：report@tky.ieej.or.jp